

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第4条の規定により公告する。

令和4年7月5日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 清原 正義

1 業務内容

(1) 業務名及び数量

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス2号館外壁改修工事 一式

(2) 案件の仕様等

入札参加説明書による。

(3) 予定工期

令和5年3月17日

(4) 履行場所

島根県松江市浜乃木7-24-2

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス2号館

2 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては次の(1)から(9)まで全てに該当するものでなければならない。

(1) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当しないものであること。

(2) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過しないものでないこと。

(そのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものを含む)

(3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 「令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿」の工種「建築一式」に登録されたものであること。

(参考)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/shikaku/shinsei_doboku/nyuusatu_sannka_meibo_4-6.html

(6) 次の基準を満たす主任技術者を1名配置できること。

ア 一級建築士、1級建築施工管理技士、建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者

イ 配置する技術者は、当工事の入札の日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とする。

ウ 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出する時に、

他の工事に技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補を提出することができる。

エ 入札書を提出する時において専任で配置する必要のある他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。

① 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合

② 従事中の工事の契約工期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに終了している場合

③ 従事中の工事の契約工期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに行われることが決定している場合

落札後、工事の施工にあたって、入札時に提出した配置技術者を変更できるのは病休、死亡または退職等特別な場合に限る。

なお、落札後において配置予定技術者の配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば、契約を解除する場合がある。

(7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(8) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(9) 指定期日までに別に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」と言う。）を提出し、入札参加資格の審査を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0044

島根県松江市浜乃木7-24-2

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス 管理課

電話：0852-26-5525

(2) 入札説明書の配布期間及び場所

公告日より令和4年7月13日（水）までの間に（1）の担当部局で配布する。

配布時間は、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

なお、本入札に必要な入札説明書を閲覧及び受領するためには、別紙：守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること

(3) 競争参加資格審査申請書及びその添付書類並びに2の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所

公告日より令和4年7月13日（水）までの間に（1）の担当部局に持参若しくは郵送すること。受付時間は、午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は除く。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年7月22日（金） 午前10時

ただし、郵便による入札は認めない。

(2) 場所

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス管理棟2階中会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とする。

(2) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(3) 契約保証金

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規定第24条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納めさせるものとする。

ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札に関する条件に違反したとき、その他公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第10条に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第5条に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 再度入札

第1回開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札は、開札会場において速やかに2回まで（合計3回まで）行う。ただし、再度入札でも落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

(10) 契約の停止等

提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) 入札辞退

ア 入札前にあっては、入札辞退届を直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出すること。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

守秘義務の遵守に関する誓約書

年 月 日

公立大学法人島根県立大学

理事長 清原正義 様

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

担当者名

当社は、令和4年7月5日付けで公告のありました「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス2号館外壁改修工事」に係る一般入札（以下「本競争入札」という。）への参加に関して、公立大学法人島根県立大学（以下「大学」という。）より入手した情報の取扱いにつき、以下の各条項を遵守することを誓約します。

第1条（守秘義務）

- 1 本誓約書において情報とは、大学から開示又は提供される本競争入札に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
 - （1）大学から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
 - （2）大学から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - （3）大学から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
 - （4）正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
 - （5）大学が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
 - （6）法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、大学の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、大学の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等（以下「被開示者」という。）に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び大学は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示することができ、開示したことに関して大学に対して何ら賠償責任その他

の法的責任を負わないものとする。

- 7 当社は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに大学に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第2条（有効期間）

本誓約書の義務は、本競争入札への応募後も有効に存続するものとする。

第3条（損害賠償）

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、大学または第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

第4条（協議等）

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義誠実の原則に基づいて大学と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。